

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	横浜みなとみらい保育園（2回目受審）
経営主体(法人等)	社会福祉法人 長幼会
対象サービス	保育分野
事業所住所	〒220-0011 横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜302
設立年月日	平成20年4月1日
評価実施期間	平成27年8月～28年3月
公表年月	平成28年7月
評価機関名	株式会社 R-CORPORATION
評価項目	横浜市版

総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）

【立地面での特色】

横浜みなとみらい保育園は、横浜駅から徒歩5分、横浜のウォーターフロント計画により造成された地域にあり、歴史と共に商業ビルと超高層住宅の建設が進み、利便性に恵まれた立地にあります。園の徒歩圏内には多くの公園もあり、帷子川、石崎川沿いには美しい桜並木があり、四季折々の自然が感じられます。歴史と未来を馳せる地に、園舎内のデザインや色彩には想いが彩られ、未来を担う子どもは、利便性の良さと、残された自然を享受しています。

横浜みなとみらい保育園の経営母体は社会福祉法人長幼会であり、横浜みなとみらい保育園を含めて4園を運営しており、他系列園は自然の豊かな環境に位置し、活発な交流の中で、畑で芋ほりを一緒に楽しめる面も1つのメリットになっています。

横浜みなとみらい保育園の定員は120名の大規模保育園であり、各年齢、20名定員で、現在は134名を受け入れています。特に、0歳児の定員20名は非常に多い定員数ですが、常に定員は満員の状況であり、0歳児では担当保育士7名と補助職員1名の計8名でローテーションを配置し、保育にあたっています。1歳児は緩和の枠を含めて現在、22名の園児が通園し、2歳児以上は、空きが出ない限り入園は難しい状況にあり、地域の保育ニーズの高さがうかがえます。園舎は、ファーストプレイスビルの商業棟の3階に位置し、L字型の配置となっており、玄関を入れて右側に保育室が並び構造となっています。保育室は奥から順番に0歳児から5歳児の順に保育室が配置され、一番手前には一時保育室を設けています。その手前はステージを設けた多目的ホールがあり、雨の日の体操や、発表会など有効に活用しています。屋上には広い園庭があり、砂場もあり、プールの設置も可能で、プランターでの栽培も積極的に行っています。屋上で子どもたちは元気にボールゲームをして遊んでいます。

●横浜みなとみらいの保育の方針

横浜みなとみらい保育園は保育目標に、『思いやりのある、たくましい子どもの育成』を掲げ、子ども間の年齢の枠を超えた交流や触れ合い体験、遊びや季節行事等を通して人間形成の基礎となる「思いやりの気持ち」や「心身ともにたくましい子ども」の育成に取り組んでいます。さらに、家庭や地域社会との連携を密にして、子どもの人権を守り、真心と愛情をもって子育て支援に努めています。目指す子ども像として、「たくましい子」（社会性、自立心）、「仲良くする子」（優しさ）、「よく考える子」（自発性・知的好奇心）に目標を置き、日常生活に必要な基本的生活習慣を身に付け、心身の健康の基礎を培い、生命の保持および情緒の安定を図ることや、周りの人との触れ合いの中から思いやる道徳性を培い、周りの自然に興味を持って接し、動植物と仲良しになれる態度を養い、表現する態度を身に付けることを目標に、職員は保育に取り組んでいます。園では、安全・安心を心がけ、地域の子育て支援としての施設を目指し、触れ合いを通じた豊かな保育を展開しています。

【特に良いと思う点】

1. 食育の推進

横浜みなとみらい保育園では食育に力を入れて取り組んでいます。食は子どもの成長にとって非常に重要な部分を占めています。園では厨房の設備を備え、完全給食の提供により、アレルギー除去食や宗教に係る対応食などにも対応しています。食育の取り組みでは、各年齢に応じて、食物の「栽培」から大切に捉えて取り組み、プランターで野菜を育て、生長を観察し、調理体験や、野菜の皮むきなどのお手伝いを通して「食」への興味・関心につなげています。栽培については、1歳児からプランターでキュウリやトマト、オクラ等の栽培体験をし、5歳児は園庭で稲の栽培を行い、収穫の喜びを味わい、収穫した野菜は給食で提供しています。今年度も系列園との交流も兼ね、4歳、5歳児は畑での植え付けや収穫体験を行いました。また、系列園の「すくすく保育園」（横浜市都筑区）が提携している畑で芋掘りを経験し、子どもたちが掘ったさつま芋をみんなで美味しく食べ、蔓は持ち帰り、蔓を乾燥させてリースを制作する予定です。クッキング保育も2歳児から取り入れ、食材の素材に触れ、調理までの過程を知ること、食に関心・興味が持てるようにしています。1歳クラスでは野菜（ソラマメや玉ねぎ等）の皮むきを栄養士や調理師も一緒に楽しく行っています。また、献立に行事食を取り入れ、季節や行事を感じ取れるように食事の雰囲気大切に、美味しく楽しく食せるように工夫しています。保護者へは、給食試食会を実施し、栄養士も参加して保護者から直接質問を受ける機会を設け、レシピを配布する等、家庭での食育につなげる取り組みにも力を入れています。

2. 地域子育て支援の推進

横浜みなとみらい保育園は、西区の子育て支援会議（基本的には認可園の園長会議であり、保育室、無認可園も参加し連携を図っている）に参加し、他施設との情報交換や情報を共有し、地域の子育て支援ニーズを把握し、地域に貢献しています。西区には公立園は1施設（南浅間保育園）であり、南浅間保育園が中心となって講習会等を行っていますが、園でも西区未就園児の育児講座を実施しています。区民まつりの「桜フェスタ」に参加して交流を図り、地域の子育て支援に協力しています。園では、子育て支援情報のチラシを玄関に置き、育児講座の開催やお話会、人形劇の観劇への参加の呼びかけを行い、園の行事である夏祭りや運動会への参加も積極的に受け入れています。夏の打ち水大作戦では地域の親子を招き、好評を得ています。また、2歳児クラスでは、毎年、地域の未就園児との交流保育を実施しています。さらに、子育て支援事業として一時保育や園庭開放（夏はプール遊び）等を行い、一時保育では19名の受け入れに対し、登録者数は300名を超えている現状があり、ニーズが高いことを受け、他施設と協力し、合同育児講座に職員を派遣し、地域の親子とふれあい遊びや育児相談等の支援を行っています。地域の子育て支援に精力的に取り組み、推進に尽力しています。

3. 系列園との交流

横浜みなとみらい保育園を経営する社会福祉法人長幼会では4つの保育園を経営し、4つの保育園は設立の経緯が全く異なる園です。第1番目に設立された「すくすく保育園」は自然豊かな横浜市の北部に位置し、母体の水野クリニックが近隣にあり、隣には同法人の高齢者施設もあり、自然、環境、関連施設に恵まれた保育園です。2番目の千丸台保育園は横浜市立保育園の民営化保育園で、旧団地内に広い敷地と四季折々の緑に囲まれた保育園です。3番目のここ横浜みなとみらい保育園は、横浜駅至近の近代的商業地にある未来型の保育園であり、4番目の玉川保育園は多摩川に近い川崎市立保育園の民営化保育園です。設立も環境も全く異なる系列園は、注目に値します。姉妹園を系列に持つ園は沢山ありますが、各々の園の特徴を活用して連携し、活動しているケースは稀であり、特に、子どもの交流は今後の子どもの成長に大いにプラスになります。社会性を学び得る機会と、集団の中で一緒に活動し協働することにより基本的な生活技術が身に付き、何より、基本的な考え方、感じ方を共有することができる体験を通して、子どもの信頼感や安定感を生み、自信につながる取り組みであると考えます。益々の推進を期待しています。

【さらなる期待がされる点】

1. さらなる職員の質の向上

横浜みなとみらい保育園では保育の質の向上を目指し、取り組んでいます。園内研修の充実、系列園との交流を通じて、職員は常に研鑽を継続しています。昨今の配慮を要する子どもの増加、社会情勢の変化、認定こども園や小規模保育事業などの保育政策の大幅な変化、横浜市立保育園の民営化とそ

れに伴うネットワーク化など、保育を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。「保育」そのものに留まらず周辺環境の状況把握が望まれる今日です。横浜みなとみらい保育園では、さらに園内研修の充実を図り、外部委託による研修企画を計画予定であり、園全体で共有化を図り、日々の保育に活用するよう計画中とうかがいました。専門職として常に新しい知識を学ぶ活動を展開される中、職員の一層の研鑽を期待いたしております。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

●運営方針の1項目に「子どもの最善の利益を守り、安心・安全な保育を目指す」と定め、利用者本人を尊重した保育の理念・基本方針となっています。職員に対しては毎年、保育の理念や方針が明記された「運営全体計画」を配布し、意識して行動できる体制を整えています。保育計画や年間・月間指導計画は保育目標に沿って策定し、職員も理解し、実践しています。園のサービス実施内容については重要事項説明書（入園のしおり）に明記し、入園時だけではなく年度初めには全家庭に配布しています。

●個人情報の取り扱いや守秘義務については、「より良い保育」に沿って、定義・目的について全職員に周知しています。入職時は誓約書を交わしています。ボランティアや実習生にもオリエンテーションで説明しています。個人情報の取り扱いについては、園のしおりに記載し、保護者に説明しています。個人情報が記載されている文書は、基本的に持ち出しを禁止とし、事務所内の書庫に施錠し、保管・管理しています。

●性差に関する配慮では、遊びや行事での役割、持ち物や服装での区別や、グループ分けや整列も性別で分けをすることはしていません。座席や遊びの選択では子どもが自由に選択できるようにしています。また、制作等は子どもが好きな色を選択できるように配慮しています。子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的に捉えた話し方や表現をしないようにしています。職員同士で、無意識に固定観念で保育をしていないか反省を行う機会を設けています。

2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供

●保育課程は、年間指導計画を全職員での反省を踏まえ、保護者の就労状況、家庭環境、地域の実態、周囲の環境を考慮し、保育理念・基本方針と共に、年齢ごとに一貫するよう配慮し、子どもの育ちの最善の利益を第一に考えて作成しています。保育課程は事務所に掲示し、保護者も閲覧できるようにしています。保護者状況に対しては、保護者アンケートを実施して保護者の意向を把握し、保育参加の行事は土曜日の開催にし、保育参観や個人面談については幅広く期間を設け、来所しやすい日に設定する等、配慮しています。保育課程に基づき、年齢ごとに指導計画を作成し、保育を実践しています。

●子どもの一人一人の状況に応じて保育目標を設定し、目標に応じた個別指導計画を作成しています。0歳～2歳については、カリキュラム会議で個別計画を作成し、職員会議で配布および、補足説明を行い、全職員で共通認識を図っています。また、幼児クラスでの配慮の必要な子ども、障害児などを含め、個別計画を作成し、一時的に配慮が必要な子どもについては、月案のところに状況を記録し、職員会議等で周知し、共有しています。子どもの発達状況に合わせ、柔軟に目標・計画の変更・見直しを行い、保育にあたっています。

●保護者との情報交換では、連絡帳・連絡ボードを活用して子どもの様子を伝え、園長、職員は子どもの送迎時に、日々の子どもの様子を保護者から確認したり、園の様子を伝え、積極的にコミュニケーションを図っています。個人面談では、「個人面談のお知らせ」を配布し、面談期間に配慮し、期間中に都合のつかない家庭とは日程調整を行う配慮をしています。保護者懇談会は保護者の意向に応え、土曜日に設定されています。

	●園生活に関する情報は、毎月、園だより、クラスだよりを発行し、月により掲載内容を考慮して情報を伝えています。給食だより、保健だよりは毎月発行して配布しています。園での情報提供、日々の保育内や様子は、連絡帳、連絡ボードで伝え、活動内容によっては写真を掲示して、子どもが楽しく園生活を送っている様子が伝わるように工夫しています。年度末の懇談会では、ビデオを活用しながら、園での様子をわかりやすく伝えています。
3.サービスマネジメントシステムの確立	●短縮保育（慣らし保育）については、園のしおりに掲載し、保護者と相談のうえ期間を設定し、子どもが園の環境や友だちに少しずつ慣れていけるようにしています。0歳、1歳児の新入園児では、複数担当制をとり、子どもの希望に沿うように関わり、記録は担当者で順番に記載しています。子どもが心理的拠り所とする「物」の持ち込みについては、子どもの安定を図れるように配慮し、受け入れています。在園児への配慮では、複数担任制により、進級時には最低1名の担任が持ち上がるよう配慮しています。保護者への連絡では、乳児クラスは個人連絡帳を使用し、家庭と園の様子を相互に記録して保護者との連携を密にしています。特に、新入園児は降園時に口頭でも伝えるように努め、親子共に不安が軽減するよう心がけています。 ●障害児保育のための環境整備では、園全体はバリアフリーを備え、車いすでも入室できるように整えられ、車いす専用のトイレも設置しています。園には、障害児保育の担当者を配置し、定期的に横浜市中部地域療育センター、横浜市東部地域療育センターと連携体制を整えています。職員は、外部の障害児研修に参加し、研修後には職員会議で報告し、最新の情報を職員間で共有しています。障害児と他の子どもとの関わりに配慮した保育を心掛けています。 ●アレルギー疾患のある子どもの除去食対応については、「除去食申請書に対する主治医の意見書(生活改善表)」を看護師が確認し、除去食の提供をしています。職員会議、毎月の給食会議では献立等について話し合い、食物アレルギー対応等について園内研修や勉強会を実施し、全職員は必要な知識や情報を把握しています。調理段階では除去食を先に調理し、アレルギー児のおかわりも用意しています。配膳では、専用トレイ、名前・除去食品名の名札を使用し、職員は確認し、誤食がないよう徹底しています。また、乳児では誤食がないようアレルギー児のテーブルを分けて配慮しています。 ●文化が異なる子どもへの対応については、文化（言語・表現・食事）や生活習慣、考え方の違いを認め、尊重するようにしています。子どもたちが異なる文化や生活習慣の理解につながるよう、世界には様々な国があり、色々な人がいることや、文化の違いを学ぶ機会を設けて伝えています。外国籍に係る保護者へは、必要に応じて手紙にルビを付け、自国語のパンフレットを渡して伝えています。また、園見学時の通訳など、国際交流センターの通訳ボランティアを依頼できる体制があり、利用しています。 ●保護者からの苦情などに関して、園のしおりに記載し、玄関に苦情解決制度、苦情解決委員会のポスターを掲示し、苦情解決責任者、受付担当、連絡先、第三者委員等を明示し、外部の権利擁護機関や相談機関についても知らせています。また、新学期の初日に各家庭に「新苦情解決委員」について周知し、配布しています。保護者から要望や苦情が言いやすいよう、玄関に苦情受付ポストを設置し、毎年、保護者アンケートを行い、集計データと解決策をまとめた結果は保護者に配布して知らせています。意見を表明するのが困難な園児や保護者には、声掛けを行い、朝、園長が言葉掛けを行うなど、話しやすい雰囲気作りに努めています。 ●感染症等について、登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応はマニュアル、入園のしおり（重要事項記載説明書）に明記し、保護者にも周

	知しています。保育中に発症した場合は、速やかに保護者に連絡し、保護者の事情を考慮して対応し、感染症の蔓延に注意しています。各保育室には汚物処理セットが用意され、対応に備えています。保護者に対し、保健だよりで、健康や病気に関する情報、感染症の注意事項などの情報を提供しています。また、玄関に保健ボードがあり、感染症の最新情報や園での発生状況がわかるように掲示しています。職員は、看護師より感染症の最新情報等を研修で学び、法人理事長（医師）からも医療情報を得ています。 ●外部からの侵入に対しては、玄関の開錠はセキュリティーカード、またはインターホンで確認のうえ解錠しています。モニターは玄関と園庭に設置し、24時間録画されています。不審者情報は、毎月、戸部警察のスクールサポーターの巡回や、西区役所、地域民生委員から配信され入手しています。
4.地域との交流・連携	●地域の子育て支援サービスのニーズを把握する取り組みでは、西区の子育て支援会議（基本的には認可園の園長会議ですが、保育室、無認可園も含めて連携している）に参加し、他施設との情報交換や情報を共有しています。西区には公立園は1施設（南浅間保育園）であり、南浅間保育園が中心となって講習会等を行っています。園でも西区未就園児の育児講座を実施しています。区民まつりや、「桜フェスタ」、夏の「にしく打ち水大作戦」への参加を通じて、職員、園児は他施設と交流を図っています。園の行事である夏祭りや運動会への参加も積極的に受け入れ、夏のにしく打ち水大作戦に招き、子育てニーズに対応しています。 ●地域住民に対する園の情報提供については、園庭開放時に育児相談日を設定し、情報提供を行い、来園者の育児相談を受け付けています。また、地域の親子が育児講座等に参加できるよう自治会の掲示板を活用して呼びかけています。 ●園の立地的な要因の中で、地域への園の理解促進のため工夫して取り組み、町内の掲示板を利用して園行事への参加を呼びかけています。また、町内会、西区主催の行事へ積極的に参加し、交流する機会を設けています。地域のボランティアや、幼保小、区の子育て支援会議での交流、地域の中学生の職業体験などを受け入れ、交流を図っています。地域の親子に向けた絵本の貸し出しや、園庭開放を行っています。 ●ボランティアの受入れでは、横浜市社会福祉協議会からのボランティアを受け入れています。ボランティア受け入れのためのマニュアルを用意し、受け入れ担当は主任とし、マニュアルに基づいてオリエンテーションを行い、保育に関しての確認事項等を口頭で十分説明しています。終了後は、意見を聞き、保育の参考にしていきます。
5.運営上の透明性の確保と継続性	●園のサービス内容・保育方針などの情報提供は、西区のホームページ・広報紙や、園のパンフレット・ホームページ等により、地域や関係機関に随時、情報を提供しています。横浜市の「ヨコハマはびねすぽっと」、「子育て支援情報サービスかながわ」に園の情報を提供しています。園のパンフレットには、保育の内容などの情報を記載し、保育料金については説明をしています。見学希望者にはパンフレットをわたし、サービス内容の説明をしています。問い合わせや見学に対しては、常時対応できるようになっています。見学の曜日や時間は見学希望者の都合に対応しています。まとめた見学は2～3組でいどにしています。 ●職員の守るべき規範・倫理（全国保育士会倫理綱領）等は、「就業規則」に明文化され、理念や基本方針は運営全体計画等で職員に周知しています。経営や運営状況は、社会福祉法人であり、法人のホームページで公開しています。マスメディアで収集した情報や他施設でのコンプライアンス事例を通して職員に周知し、職員は守るべき規範について再確認しています。

	●環境整備では、リサイクル（牛乳パックや廃材の活用）やゴミの分別を実施し、省エネ対策として、節電や、コピー紙の裏紙の使用、エアコンの設定温度、扇風機の活用などに注意を促し、実践しています。緑化推進では、園庭のプランターで季節の野菜や花の栽培を楽しみながら緑化をすすめています。また、横浜市の「ヨコハマ3R夢」計画書を掲示して啓蒙しています。 ●園運営に関する最新の情報や事業運営に影響ある情報については、法人本部で情報を収集・分析を行い、運営に生かしています。重要な情報は、法人の合同企画会で検討を行い、園の主任会にて改善点を話し合い、職員には会議や連絡帳を通して、意思統一を図っています。 ●中・長期計画については、法人の理事会、合同企画会で事業の方向性が決定され、中・長期的目標や組織の構築、資質の向上を図るよう努めています。
6.職員の資質向上の促進	●実習生の受け入れでは、積極的に受け入れ、育成担当を主任とし、実習前にはオリエンテーションを行い、実習に関しての確認事項等を口頭で説明しています。受け入れにあたっては、職員の確認を行い、実習では、子どもの発達に応じた内容・理解を促し、部分実習、責任実習、その両方について本人の希望を聞き、主任の他に実習担当を決めて実習が効果的に行われるように援助しています。実習最終日に反省会を行い、意見交換を行い、理解を深めてもらうと共に、保育の参考にしています。 ●人材構成については、法人本部で理念・方針を踏まえ、系列全園の人員計画を策定および、人材を確保し、欠員が生じた場合は、法人、各園で補充しています。園では、全職員に意向調査を実施し、園長と面談を行い、必要に応じて理事長も出席し、次年度の人事に役立てています。人材育成計画については、運営計画に取り込み、職員は「個人シート」にて各自の目標を設定し、年度末に自己評価を実施しています。各職員は目標を掲げて、日々スキルアップにつなげ、資質向上を図っています。 ●職員、非常勤職員の研修体制について、自己評価実施時に各職員の研修希望を考慮した研修計画を作成し、計画的に受講しています。研修は非常勤も参加できるようにし、資質向上を目指しています。研修報告については、職員会議で報告し、研修の実践（手遊びやふれあい遊び等）も周知し、職員で共有し、日々の保育に生かしています。 ●保育士は、運営全体計画、年間指導計画から自己評価（毎月、年度末）を行い、振り返りを行い、翌月への保育につなげています。自己評価は、各保育士自身の改善に「気付き」が持てるようにしています。毎年、保護者アンケートを実施し、要望等を把握し、園内の改善および、日々の保育に取り組んでいます。 ●社会福祉法人長幼・園として、求められる職員像が明文化されています。運営全体計画に業務・係分担を明記し、可能な限り職員に権限を委譲して責任を明確化しています。職員からの業務改善の提案は、改善要望書を作成し、記録し、子どもの最善の利益を第一義とした上で実践に移しています。職員会議で抽出し、アンケートから抽出した課題、費用に関する案件等は合同企画会議等で検討し、承認を得て実行しています。